

表1 施設入所者の費用の目安（基準費用額）日額

施設		介護老人福祉施設 短期入所生活介護	介護老人保健施設 介護療養型医療施設 短期入所療養介護
居住費 (滞在費)	ユニット型個室	1,970円	1,970円
	ユニット型準個室	1,640円	1,640円
	従来型個室	1,150円	1,640円
	多床室	320円	320円
食費		1,380円	1,380円

*実際の食費と居住費（滞在費）の利用者負担額は、「利用者と施設の契約」で決められるため、施設によって異なります。

表2

利用者負担	対象
第1段階	△本人と世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人 △生活保護を受けている人
第2段階	△本人と世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の人
第3段階	△本人と世帯全員が住民税非課税で、利用者負担第2段階に該当しない人

表3

施設	介護老人福祉施設 地域密着型介護老人福祉施設 短期入所生活介護	介護老人保健施設 介護療養型医療施設 短期入所療養介護
利用者負担段階	第1段階 第2段階 第3段階	第1段階 第2段階 第3段階
居住費 (滞在費)	ユニット型個室	820円 820円 1,310円
	ユニット型準個室	490円 490円 1,310円
	従来型個室	320円 420円 820円
	多床室	0円 320円 320円
食費	300円 390円 650円	300円 390円 650円

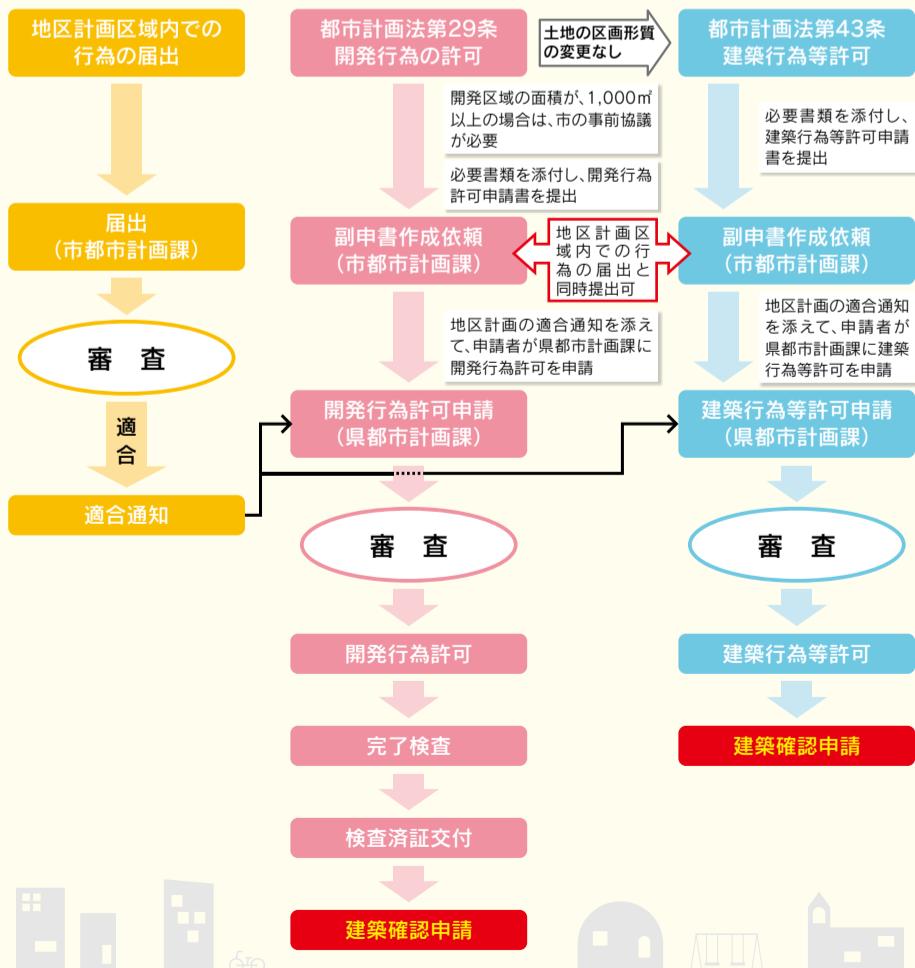
玄海地域の地区計画区域内での建築手続き

玄海地域の良好な居住環境の維持と形成を図ること、地域特性に応じた適正な土地利用の誘導を図ることを目的に、玄海地域の9地区で地区計画を指定しました。

地区計画区域内の地区整備計画が定めている区域で建築行為を実施するためには、建築確認申請の前に、区域内での行為の届出と、都市計画法第29条の開発行為の許可（土地の区画形質の変更を伴わない場合は、都市計画法第43条の建築行為などの許可）が必要です。

問い合わせ先 都市計画課 ☎ (36) 1484

* 建築確認申請までの手続きの流れ *



■問い合わせ先 介護保険課介護保険係 ☎ (36) 4877

介護保険の要介護認定を受けている人で、専門的介護や医学的管理下での介護、看護が必要な人は、施設サービス（介護施設、介護施設や介護老人保健施設、介護療養型医療施設などの介護保険施設）や短期入所サービス（ショートステイ）が利用できます。負担額は、①介護サービス費用の1割②食費③施設サービスや短期入所サービスを設定。表2に該当する人は、段階に応じて食費と居住費の軽減を受けることができます。利用者の負担限度額（負担限度額）は、利用者の状況に応じて表3のようになります。

また、現在、負担限度額認定を受けている人には、5月下旬に更新の手続きを個別にお知らせしていましてください。申請した月の初日からです。引き続き要件に該当する人は、早めに申請をされ、新しい認定証が届いたら、施設に提示してください。

所サービスを利用する人で、表2に該当する場合、申請をしてください。



市が実施する事業に対し、専門改善人（大学教授やコンサルタントなど）と無作為抽出された市民改善人から、改善点の指摘や提案を受け、より良い事業にすることを目的に「むなかた改善会議」を開催します。傍聴自由。事前申込不要。

●日程 6月30日(日) ●時間・対象事業 下表参照

●場所 メイトム宗像・202会議室

■問い合わせ先 経営企画課 ☎ (36) 1192

前回のむなかた改善会議では…



改善提案を受けて…

- ◆子育て世帯、新婚世帯の声を、インターネットや新聞広告を通じて発信
- ◆結婚情報誌、ブライダルカウンターなどのPRを実施
- ◆子育て世帯、新婚世帯を対象に、ニーズの調査を実施

*前回の会議での改善提案を受けての対応方針、現在の進捗状況は、市 HP <http://www.city.munakata.lg.jp/>→「市内にお住まいの方」→「市政情報」→「市の市政」→「むなかた改善会議」に掲載しています

時間（予定）	対象事業	担当課
10:20～11:50	△観光推進事業 △観光物産館管理運営事業	商工観光課
12:35～13:30	△職員研修事業	人事課
13:35～14:30	△母子教室事業	子ども家庭課
14:40～15:35	△敬老事業	高齢者支援課
15:40～16:35	△広聴事業	経営企画課